

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令新旧対照条文

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）	1
自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）	30
自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）	34
湖沼水質保全特別措置法施行規則（昭和六十年総理府令第七号）	35
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）	36
廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省令第六十一号）	37
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）	39
環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成二十年環境省令第一号）	41
環境省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年環境省令第十三号）	43
環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）	44
地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）	46
環境省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則（平成十九年環境省令第二号）	49

改正案	現行
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</p> <p>（用語）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（希少鳥獣）</p> <p>第一条の二 法第二条第四項の環境省令で定める鳥獣は、別表第二に掲げる鳥獣とする。</p> <p>（指定管理鳥獣）</p> <p>第一条の三 法第二条第五項の環境省令で定める鳥獣は、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）とする。</p> <p>（法第二条第六項の環境省令で定める銃器、網又はわな）</p> <p>第二条 法第二条第六項の環境省令で定める銃器、網又はわなは、それぞれ次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</p> <p>（用語）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（法第二条第二項の環境省令で定める銃器、網又はわな）</p> <p>第二条 法第二条第二項の環境省令で定める銃器、網又はわなは、それぞれ次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p>

(狩猟鳥獣)

第三条 法第二条第七項の環境省令で定める鳥獣は、別表第一に掲げる鳥獣とする。

第四条 削除

(許可を受けなければならない捕獲等の目的)

第五条 法第九条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

- 一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
- 二 愛玩のための飼養
- 三 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止
- 四 鵜飼漁業への利用
- 五 伝統的な祭礼行事等への利用
- 六 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

(捕獲等又は採取等の許可の申請等)

(狩猟鳥獣)

第三条 法第二条第三項の環境省令で定める鳥獣は、別表第一に掲げる鳥獣とする。

(希少鳥獣)

第四条 法第七条第六項第一号の環境省令で定める鳥獣は、別表第二に掲げる鳥獣とする。

(許可を受けなければならない捕獲等の目的)

第五条 法第九条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

- 一 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行
- 二 傷病により保護を要する鳥獣の保護
- 三 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
- 四 愛玩のための飼養
- 五 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止
- 六 鵜飼漁業への利用
- 七 伝統的な祭礼行事等への利用
- 八 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益上の必要があると認められる目的

(捕獲等又は採取等の許可の申請等)

第七条 法第九条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする事由を証する書面（以下この条において「証明書」という。）を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。ただし、自ら飼養するため、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合は、証明書を添えなくてもよい。

一〇八（略）

九 銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあつては、当該銃器の所持について申請者（法人にあつては、捕獲等に従事する者）が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十二年法律第六号）第四条第一項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日（当該許可が同項第二号の規定によるものである場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）第五条第二項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）

二〇九（略）

（捕獲等の禁止等）

第十一条（略）

二〇三（略）

四 第一項及び第二項の規定は、法第十四条第二項の規定による法第十一条第二項の規定により環境大臣が限定した期間の延長（以下この条において「狩猟をすることができる期間の延長」という。）若しくはその期

第七条 法第九条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする事由を証する書面（以下この条において「証明書」という。）を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。ただし、自ら飼養するため、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合は、証明書を添えなくてもよい。

一〇八（略）

九 銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあつては、当該銃器の所持について申請者（法人にあつては、捕獲等に従事する者）が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十二年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日

二〇九（略）

（捕獲等の禁止等）

第十一条（略）

二〇三（略）

四 第一項及び第二項の規定は、法第十四条第二項の規定による法第十一条第二項の規定により環境大臣が限定した期間の延長（以下この条において「狩猟をすることができる期間の延長」という。）若しくはその期

間の変更を行おうとする場合又は狩猟をすることができる期間の延長の廃止をしようとする場合について準用する。この場合において、第一項中「法第十二条第二項及び第三項の規定による対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止若しくは制限」とあるのは「法第十四条第二項の規定による法第十条第二項の規定により環境大臣が限定した期間の延長」と、「捕獲等の禁止等」とあるのは「狩猟をすることができる期間の延長」と、第二項中「捕獲等の禁止等」とあるのは「狩猟をすることができる期間の延長」と、「法第十二条第六項」とあるのは「法第十四条第四項」と読み替えるものとする。

(国指定鳥獣保護区における指定管理鳥獣捕獲等事業の結果の報告)

第十三条の二 法第十四条の二第三項の規定による報告は、鳥獣の捕獲等をした場所、その捕獲等をした鳥獣の種類別の員数及び処置の概要について行うものとする。

(国の機関による指定管理鳥獣捕獲等事業の実施)

第十三条の三 法第十四条の二第五項前段の規定による国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業は、国の機関が管理する区域内において、当該国の機関が当該区域を管理するために必要があると認めるときに実施することができる。

(指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとする国の機関の確認)

第十三条の四 法第十四条の二第五項の規定による確認を受けようとする

間の変更を行おうとする場合又は狩猟をすることができる期間の延長の廃止をしようとする場合について準用する。この場合において、第一項中「法第十二条第二項の規定による対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止若しくは制限」とあるのは「法第十四条第二項の規定による法第十一条第二項の規定により環境大臣が限定した期間の延長」と、「捕獲等の禁止等」とあるのは「狩猟をすることができる期間の延長」と、第二項中「捕獲等の禁止等」とあるのは「狩猟をすることができる期間の延長」と、「法第十二条第六項」とあるのは「法第十四条第四項」と読み替えるものとする。

国の機関は、実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業について法第十四条の二第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、実施区域を明らかにした図面を添えなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の確認を受けようとする国の機関に対し同項の申請書及び前項の図面のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

(国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の結果の通知)

第十三条の五 法第十四条の二第六項の規定による通知は、鳥獣の捕獲等をした場所、その捕獲等をした鳥獣の種類別の員数、処置の概要その他都道府県知事が必要と認める事項について行うものとする。

(指定管理鳥獣捕獲等事業を委託することができる者)

第十三条の六 法第十四条の二第七項の環境省令で定める者は、法人であつて、認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し、委託しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に実施できると認められるものとする。

(指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣の放置が認められる場合)

第十三条の七 法第十四条の二第八項第一号の環境省令で定める場合は、指捕獲等をした鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置することによって、指

定管理鳥獣捕獲等事業が特に効果的に行われると認められる場合であつて、銃猟にあつては非鉛弾を使用し、放置した鳥獣又は放置した鳥獣が誘引した鳥獣等により生態系、住民の安全、生活環境又は地域の産業に支障を及ぼすおそれがないときとする。

(夜間銃猟に係る確認等)

第十三条の八 法第十四条の二第八項第二号の規定による確認を受けようとする認定鳥獣捕獲等事業者は、次項に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2 法第十四条の二第八項第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 夜間銃猟の実施日時
- 二 夜間銃猟の実施区域
- 三 夜間銃猟の実施方法及び実施体制
- 四 夜間銃猟をする者
- 五 住民の安全の確保のために特に必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法

3 第一項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

- 一 夜間銃猟をしようとする区域を明らかにした図面
- 二 射撃場所、射撃方向その他夜間銃猟の安全性を確認するために必要な事項を明らかにした図面

4 都道府県知事は、第一項の確認を受けようとする者に対し同項の申請書及び前項の図面のほか必要と認める書類の提出を求めることができる

（指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する従事者証の交付の申請等）

第十三条の九 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の規定による従事者証の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
- 二 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間及び実施区域
- 三 指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者の住所、氏名、職業及び生年月日

2 都道府県知事は、前項の申請をしようとする者に対し同項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の従事者証の様式は、様式第二の三のとおりとする。

4 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第九項の規定による従事者証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
- 二 従事者証の番号
- 三 従事者証を亡失し、又は従事者証が滅失した事情

5 法第十四条の二第九項の規定により許可を受けた者とみなされた者は、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名を変更したときは、二

週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならぬ。

6 | 法第十四条の二第九項の規定により許可を受けた者とみなされた者は、従事者証に記載された者の住所又は氏名に変更があったときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

7 | 法第十四条の二第九項の規定により許可を受けた者とみなされた者は、従事者証を亡失した者があるときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りでない。

8 | 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の規定による従事者証は、法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第十一項第三号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第十一項第四号に該当することとなった場合は速やかに、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

9 | 法第十四条の二第九項の規定により適用する法第九条第十二項の環境省令で定める猟具は、網及びびわなとする。

10 | 法第十四条の二第九項の規定により適用する法第九条第十二項の環境省令で定める事項は、従事者証の交付を受けた都道府県知事名（法第十四条の二第七項の規定による委託を受けた者にあつては、従事者証の交付を受けた都道府県知事名及び委託した都道府県又は国の機関の名称）

、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間及び捕獲等をしようとする鳥獣の種類とする。

11 前項の事項は、金属製又はプラスチック製の標識に、一字の大きさが縦一・〇センチメートル以上、横一・〇センチメートル以上の文字で記載しなければならぬ。

(指定猟法の許可の申請等)

第十五条 法第十五条第四項ただし書の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

一 一六 (略)

二 七八 (略)

(鳥獣捕獲等事業の認定の申請等)

第十九条の二 法第十八条の三第一項に規定する申請書は、法第十八条の二の認定(以下単に「認定」という。)を受けようとする者の主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 役員及び次条に規定する事業管理責任者(以下「役員等」という。)

() の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿

(指定猟法の許可の申請等)

第十五条 法第十五条第四項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

一 一六 (略)

二 七八 (略)

- 三 雇用契約書の写しその他申請者の次条に規定する事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 四 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程
- 五 次条に規定する事業管理責任者が第十九条の四第一項第二号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 六 次条に規定する事業管理責任者及び鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）の狩猟免状の写し
- 七 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をしようとする場合にあつては、当該銃器の所持について捕獲従事者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定による許可に係る許可証の写し（当該許可が同項第二号の規定によるものである場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五条第二項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）
- 八 次条に規定する事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した第十九条の四第一項第六号に定める知識を含む救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 九 次条に規定する事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した次に掲げる講習の修了証の写し若しくはこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類（イ又はロに掲げる講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類）
 - イ 鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の安全管理に関する講習（以下「安全管理講習」という。）

口 適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識に関する講習（以下「技能知識講習」という。）

八 法第十八条の五第一項第二号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあつては、夜間銃猟をする際の安全管理に関する講習（以下「夜間銃猟安全管理講習」という。）

十 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が第十九条の五第一項第二号の基準に適合することを証する書類

十一 第十九条の七に規定する研修に関する計画書

十二 第十九条の八第一号に規定する実績に関する書類（鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類並びに過去三年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。）

十三 役員等が第十九条の八第三号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面

十四 第十九条の八第四号に規定する損害保険契約書の写し

十五 申請者が法第十八条の四各号に該当しない者であることを誓約する書面

3 | 都道府県知事は、認定を受けようとする者に対し法第十八条の三第一項の申請書及び前項各号に掲げる書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

（事業管理責任者の選任）

第十九条の三 認定を受けようとする者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る

安全管理を図るための体制の確保及び鳥獣捕獲等事業に従事する者（以下「事業従事者」という。）に対する研修に関する責任者（以下「事業管理責任者」という。）を自己の雇用する者の中から選任しなければならない。

（安全管理体制に係る認定基準等）

第十九条の四 法第十八条の五第一項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程を有すること。

イ 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む）。

ロ 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項（第六号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項を含む）。

ハ 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

ニ 銃器を使用する場合にあつては、イからハまでに掲げる事項のほか、次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1) 射撃場における射撃を捕獲従事者に一年間に二回以上実施させることに関する事項

(2) 銃器の保管及び使用に関する事項（捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第四項第一号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者とし

- てライフルを所持する場合にあつては、当該ライフル銃の保管及び使用に関する事項を含む。）
- ホ 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項（視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項を含む。）
- ヘ その他必要な事項
- 二 事業管理責任者に次に掲げる業務を行わせること。
- イ 前号に規定する安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。
- ロ 前号に規定する安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。
- 三 事業管理責任者にあつては認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法の種類に応じた狩猟免許を、捕獲従事者にあつては鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等のうち自らが従事するものにおいて用いる猟法に係る狩猟免許を受けていること。
- 四 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合にあつては、銃器を使用する捕獲従事者が前号の狩猟免許の種類に応じた銃器を所持していること。
- 五 事業管理責任者及び捕獲従事者が、安全管理講習として、安全管理に必要な法令、事故の防止、住民の安全の確保、猟具の安全な取扱い及び定期的な点検に関する知識等について五時間以上の講習を修了していること。ただし、当該講習を修了した者と同等の知識を有する者については、この限りでない。

六 事業管理責任者及び半数以上の捕獲従事者が、救急救命に関する知識（心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む。）を有すること。

2| 事業従事者（前項第五号に該当する者を除く。）は、前項第五号に規定する講習を修了するよう努めなければならない。

3| 事業従事者（前項第六号に該当する者を除く。）は、前項第六号に定める知識を有するよう努めなければならない。

（夜間銃猟をする際の安全管理体制に係る認定基準等）

第十九条の五 法第十八条の五第一項第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を有すること。

イ 前条第一項第一号八からホまでに掲げる事項

ロ 夜間銃猟をする際の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む。）

ハ 夜間銃猟をする際の安全の確保のための配慮事項（前条第一項第六号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項及び夜間銃猟をする際の銃器の使用に関する事項を含む。）

ニ 夜間銃猟をする際の住民への事前の周知方法、実施区域周辺における案内、誘導等の方法

ホ その他必要な事項

二 捕獲従事者（夜間銃猟に従事する者に限る。第三号において同じ。）

（）の夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能が、環境大臣が告示で定める要件を満たすこと。

三 事業管理責任者及び捕獲従事者が、夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了していること。

2 夜間銃猟に携わる事業従事者（前項第三号に該当する者を除く。）は、前項第三号に規定する講習を修了するよう努めなければならない。

（技能知識に係る認定基準等）

第十九条の六 法第十八条の五第一項第三号の環境省令で定める基準は、事業管理責任者及び捕獲従事者が、技能知識講習として、鳥獣の保護又は管理に関連する法令、科学的かつ計画的な鳥獣の管理、鳥獣の生態、適正かつ効率的な捕獲手法及び捕獲個体の処分方法等について、五時間以上の講習を修了していることとする。ただし、当該講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者については、この限りでない。

2 事業従事者（前項に該当する者を除く。）は、前項に規定する講習を修了するよう努めなければならない。

（事業従事者に対する研修に係る審査）

第十九条の七 都道府県知事は、法第十八条の五第一項第四号に規定する研修の内容が同号の基準に適合するものであるかどうかを審査するとき、事業従事者に対する研修の内容が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 捕獲従事者に対する研修が、毎年五時間以上実施されるものであること。

二 事業管理責任者が、研修計画を定め、随時必要な改善を図ること。

三 研修計画に定める研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。

四 事業管理責任者が、研修が適切に実施されるよう監督すること。

2 鳥獣捕獲等事業者は、事業従事者（捕獲従事者を除く。）に対し、毎年五時間以上の研修を実施するよう努めなければならない。

（その他の認定基準等）

第十九条の八 法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請者が、申請日以前三年の間に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法（法定猟法に限る。）により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする種の捕獲等を実施した実績を有すること。

二 前号の捕獲等が適切に実施されていること。

三 申請者の役員等が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）

第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百一十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰二閣スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から三年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ホ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

四 捕獲従事者が、一又は複数の損害保険契約（損害保険会社が損害の填補を約する保険契約をいう。以下この号において同じ。）であつて次に掲げる要件を満たすものの被保険者であること。

イ 申請者が契約者であること。ただし、捕獲従事者が一部又は全ての損害保険契約の契約者であることを妨げない。

ロ 鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによつて生じた法律上の損害賠償責任を負つることによつて被る損害に係る損害保険契約であること。

ハ 保険金額（捕獲従事者が複数の損害保険契約の被保険者である場合にあっては、各損害保険契約に係る保険金額の合計額）が、銃猟に係る損害に係るものにあつては一億円以上、網猟及びわな猟に係る損害に係るものにあつては三千万円以上であること。

五 申請者が、鳥獣捕獲等事業で用いる猟法ごとに捕獲従事者を原則と

して四人以上有すること。ただし、ニホンザル（マカカ・フスカタ）、ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルウス・ニボン）を対象とする鳥獣捕獲等事業であつて装薬銃を使用するものを実施する場合にあつては、装薬銃を使用する捕獲従事者を原則として十人以上有すること。

（認定証）

第十九条の九 都道府県知事は、認定をしたときは、認定証を交付しなければならぬ。

2 前項の認定証（以下「認定証」という。）の様式は、様式第四の二のとおりとする。

3 認定証の交付を受けた者は、認定証を亡失し、又は認定証が滅失したときは、交付を受けた都道府県知事に申請をして、認定証の再交付を受けることができる。

4 前項の規定による認定証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 認定証の番号及び交付年月日

三 認定証を亡失し、又は認定証が滅失した事情

5 認定証の交付を受けた者は、その名称及び住所並びに代表者の氏名を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

6 認定証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りではない。

(変更の認定を要しない軽微な変更)

第十九条の十 法第十八条の七第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第十八条の三第一項第二号に掲げる事項の変更(捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の追加に係る変更を除く。)

二 法第十八条の三第一項第三号に掲げる事項のうち捕獲従事者に係る変更(次のイ及びロに掲げるものを除く。)であつて、変更後も捕獲従事者の数が第十九条の四第一項第六号及び第十九条の八第五号の基準に適合することが明らかなもの

イ 捕獲従事者の追加に係る変更

ロ 捕獲従事者の狩猟免許の種類に係る変更

(変更の認定の申請、基準、認定証等)

第十九条の十一 法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の三第一項に規定する申請書は、認定証の交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。

2 申請者は、法第十八条の三第一号から第五号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

3 法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の三第一項第六号

の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 認定証の番号及び交付年月日

二 変更の内容

三 変更しようとする年月日

四 変更の理由

4 法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、変更に係る第十九条の二第二項各号に掲げる書類とする。

5 第十九条の二第三項及び第十九条の三から第十九条の九までの規定は、法第十八条の七第一項の変更の認定について準用する。

(変更の認定を要しない軽微な変更の届出)

第十九条の十二 法第十八条の七第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を認定証の交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第十九条の二第二項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一 変更前の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 認定証の番号及び交付年月日

三 変更の内容

四 変更の年月日

五 変更の理由

2 法第十八条の七第三項の規定による届出をする場合において、当該届

出に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。

(認定の有効期間の更新)

第十九条の十三 法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第一項に規定する申請書（第四項において単に「申請書」という。）は、法第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けようとする者の主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第一項第六号の環境省令で定める事項は、認定証の番号及び交付年月日とする。

3 法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、第十九条の二第二項各号に掲げる書類のほか、法第十八条の五第一項第四号に規定する研修の実施状況に関する報告書とする。

4 都道府県知事は、法第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けようとする者に対し、申請書及び前項に定める書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

(特別保護指定区域及び指定期間の指定等の公示)

第三十六条 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十九条第七項第四号の規定に基づき環境大臣又は都道府県知事が指定する区域（以下「特別保護指定区域」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に

(特別保護指定区域及び指定期間の指定等の公示)

第三十六条 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十九条第七項第四号の規定に基づき環境大臣又は都道府県知事が指定する区域（以下「特別保護指定区域」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号。以下「令」という。
（第二条の規定に基づき環境大臣又は都道府県知事が指定する期間（以下「指定期間」という。）を指定したときはその区域及び期間を、当該指定を変更したときは当該変更に係る区域又は期間を、当該指定を解除したときはその旨を公示するものとする。

（危険猟法の許可の申請等）

第四十六条 法第三十七条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

一～七（略）

八 麻酔銃を使用して鳥獣の捕獲をしようとする場合にあつては、その所持につき、申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定による許可（以下この号において「所持の許可」という。）に係る許可証の番号及び交付年月日（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃を実施する場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五条第二項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）

2～7（略）

（住居集合地域等における麻酔銃猟の許可の申請等）

第四十六条の二 法第三十八条の二第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

施行令（以下「令」という。）（第二条の規定に基づき環境大臣又は都道府県知事が指定する期間（以下「指定期間」という。）を指定したときはその区域及び期間を、当該指定を変更したときは当該変更に係る区域又は期間を、当該指定を解除したときはその旨を公示するものとする。

（危険猟法の許可の申請等）

第四十六条 法第三十七条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

一～七（略）

八 麻酔銃を使用して鳥獣の捕獲をしようとする場合にあつては、その所持につき、申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第二号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日

2～7（略）

- る。
- 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日
 - 二 使用する麻酔薬の名称及び量
 - 三 住居集合地域等において麻酔銃猟をしなければならぬ理由
 - 四 捕獲等をしようとする期間及び区域
 - 五 捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量
 - 六 危害の防止のための措置
 - 七 使用する麻酔銃の所持につき、申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定による許可（以下この号において「所持の許可」という。）に係る許可証の番号及び交付年月日（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五条第二項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）
 - 2 都道府県知事は、前項の申請をしようとする者に対し同項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
 - 3 法第三十八条の二第六項の麻酔銃猟許可証の様式は、様式第十五の二のとおりとする。
 - 4 法第三十八条の二第七項の規定による麻酔銃猟許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。
 - 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日
- 二 麻酔銃猟許可証の番号

三 麻酔銃猟許可証を亡失し、又は麻酔銃猟許可証が滅失した事情

5 麻酔銃猟許可証の交付を受けた者は、その氏名又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならぬ。

6 麻酔銃猟許可証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもつて遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りでない。

7 麻酔銃猟許可証は、法第三十八条の二第九項第一号又は第二号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第三号に該当することとなった場合は速やかに、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

(知識試験)

第五十四条 法第四十八条第三号の狩猟について必要な知識について行う試験(以下「知識試験」という。)は、記述式、択一式又は正誤式の筆記試験により鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について行うものとし、その合格基準は、七十パーセント以上の成績であることとする。

(狩猟について必要な適性の確認方法)

第五十九条の二 法第五十一条第二項ただし書の環境省令で定める方法は、狩猟免許の更新の申請書に、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した次に掲げる事項を記載した書面を添付させ、その内容を確認することとする。

(知識試験)

第五十四条 法第四十八条第三号の狩猟について必要な知識について行う試験(以下「知識試験」という。)は、記述式、択一式又は正誤式の筆記試験により鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行うものとし、その合格基準は、七十パーセント以上の成績であることとする。

一 対象となる事業従事者の氏名

二 適性を有することを確認した日

三 適性を有することを確認した方法及びその結果

(狩猟免許の更新)

第六十条 (略)

2 (略)

3 管轄都道府県知事は、適性検査又は法第五十一条第二項ただし書の規定による確認の結果から判断して、狩猟免許の更新を申請した者が狩猟をすることが支障がないと認めたときは、当該申請者の現に有する狩猟免許と引換えに、新たな狩猟免許を交付するものとする。

4 (略)

(講習)

第六十一条 管轄都道府県知事は、法第五十一条第四項の規定により、狩猟免許の更新を受けようとする者に対し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理について、三時間以上の講習を行うものとする。

2 (略)

(狩猟者登録の申請等)

第六十五条 (略)

2～8 (略)

(狩猟免許の更新)

第六十条 (略)

2 (略)

3 管轄都道府県知事は、適性検査の結果から判断して、狩猟免許の更新を申請した者が狩猟をすることが支障がないと認めたときは、当該申請者の現に有する狩猟免許と引換えに、新たな狩猟免許を交付するものとする。

4 (略)

(講習)

第六十一条 管轄都道府県知事は、法第五十一条第四項の規定により、狩猟免許の更新を受けようとする者に対し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理について、三時間以上の講習を行うものとする。

2 (略)

(狩猟者登録の申請等)

第六十五条 (略)

2～8 (略)

9 法第六十一条第五項の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録都道府県知事に提出して行うものとする。

一・二 (略)

三 狩猟者登録証又は狩猟者記章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した事情

10～13 (略)

(狩猟者登録の方法等)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 登録都道府県知事は、法第五十七条第一項各号に掲げる事項のほか狩猟者登録の申請に係る狩猟免許を与えた都道府県知事名を登録するものとする。

(猟区管理規程)

第七十五条 令第三条第八号の規定により猟区管理規程に定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一 狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置に関する事項

二～六 (略)

(猟区の事業の報告等)

第七十六条 猟区設定者は、毎登録年度終了後三十日以内に、当該登録年

9 法第六十一条第五項の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録都道府県知事に提出して行うものとする。

一・二 (略)

三 狩猟者登録証若しくは狩猟者記章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した事情

10～13 (略)

(狩猟者登録の方法等)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 登録都道府県知事は、法第五十七条第一項に掲げる事項のほか狩猟者登録の申請に係る狩猟免許を行った都道府県知事名を登録するものとする。

(猟区管理規程)

第七十五条 令第三条第八号の規定により猟区管理規程に定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一 狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設の設置に関する事項

二～六 (略)

(猟区の事業の報告等)

第七十六条 猟区設定者は、毎登録年度終了後三十日以内に、当該登録年

度における次に掲げる事項を記載した猟区の成績報告書に、狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置、狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する当該登録年度の事業報告書並びに翌登録年度の事業計画書を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(証明書の様式)

第七十七条 法第七十五条第五項及び法第七十七条第二項の証明書の様式は、それぞれ様式第二十一及び様式第二十二のとおりとする。

(法の適用除外となる鳥獣)

第七十八条 (略)

2 法第八十条第一項の環境省令で定める鳥獣のうち、他の法令により捕獲等について適切な保護又は管理がなされている鳥獣は、次の表に掲げる鳥獣以外の海棲哺乳類とする。

(略)

(公聴会)

第七十九条 環境大臣は、法第二条第十項(法第十二条第六項において準用する場合を含む。)及び法第二十八条第六項(法第二十九条第四項に

度における次に掲げる事項を記載した猟区の成績報告書に、狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置、狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する当該登録年度の事業報告書並びに翌登録年度の事業計画書を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(証明書の様式)

第七十七条 法第七十五条第四項及び法第七十七条第二項の証明書の様式は、それぞれ様式第二十一及び様式第二十二のとおりとする。

(法の適用除外となる鳥獣)

第七十八条 (略)

2 法第八十条第一項の環境省令で定める鳥獣のうち、他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣は、次の表に掲げる鳥獣以外の海棲哺乳類とする。

(略)

(公聴会)

第七十九条 環境大臣は、法第二条第六項(法第十二条第六項において準用する場合を含む。)及び法第二十八条第六項(法第二十九条第四項に

において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認められた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2711 (略)

(権限の委任)

第八十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所に委任する。ただし、第一号、第二号、第四号（法第十条第一項に係る部分に限る。）、第六号（法第十五条第十項に係る部分に限る。）、第七号（法第二十五条第六項に係る部分に限る。）、第十一号、第十三号（法第三十七条第十項に係る部分に限る。）、第十四号及び第十五号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第七条の三第四項（法第七条の四第三項において準用する場合を含む。）及び同条第五項において読み替えて準用する法第七条第五項及び第七項に規定する権限

二 法七条の四第三項において読み替えて準用する法第七条第五項及び第七項に規定する権限

三・四 (略)

五 法第十四条の二第三項に規定する権限

六714 (略)

において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認められた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2711 (略)

(権限の委任)

第八十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所に委任する。ただし、第二号（法第十条第一項に係る部分に限る。）、第三号（法第十五条第十項に係る部分に限る。）、第四号（法第二十五条第六項に係る部分に限る。）、第八号、第十号（法第三十七条第十項に係る部分に限る。）及び第十一号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一・二 (略)

三711 (略)

十五 法第七十五条の二に規定する権限
十六 二十三 (略)

十七 十九 (略)

改正案	現行
<p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第十二条 法第二十条第九項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜十七の十二（略）</p> <p>十七の十三 国立公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十四 国定公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により都道府県が行う保全事業又は同条第四項の規定により都道府県知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十五〜二十七の九（略）</p> <p>二十七の十 国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣を</p>	<p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第十二条 法第二十条第九項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜十七の十二（略）</p> <p>十七の十三 国立公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十四 国定公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により都道府県が行う保全事業又は同条第四項の規定により都道府県知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十五〜二十七の九（略）</p> <p>二十七の十 国立公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣を捕獲し、若</p>

捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十の二 国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により環境省が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により環境省から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十七の十の三 国立公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第四項において読み替えて準用する同法第七条第六項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た指定管理鳥獣捕獲等事業又は当該指定管理鳥獣捕獲等事業の全部又は一部であつて同条第七項の規定により都道府県から委託を受けたものとして鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十七の十一 国立公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第二項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十二 国立公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第五項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業

しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十一 国立公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十二 国立公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第五項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣

として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十三 国定公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による都道府県知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十三の二 国定公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により都道府県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十七の十三の三 国定公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十七の十四 国定公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により都道府県が行う保全事業又は同条第四項の規定により都道府県知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

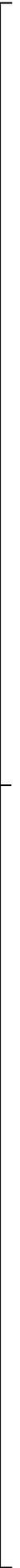
二十七の十五、三十一 (略)

を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十三 国定公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による都道府県知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十四 国定公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により都道府県が行う保全事業又は同条第四項の規定により都道府県知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十五、三十一 (略)



改正案	現行
<p>（特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）</p> <p>第十八条 法第二十五条第十項第三号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>十一十二（略）</p>	<p>（特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）</p> <p>第十八条 法第二十五条第十項第三号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>十一十二（略）</p>

改正案	現行
<p>（湖辺環境保護地区内における届出等を要しない行為）</p> <p>第十五条 法第三十条第九項第一号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の規定による許可を要する行為</p> <p>八～二十二（略）</p>	<p>（湖辺環境保護地区内における届出等を要しない行為）</p> <p>第十五条 法第三十条第九項第一号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の規定による許可を要する行為</p> <p>八～二十二（略）</p>

改正案	現行
<p>（譲渡し等の禁止の適用除外）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 法第十二条第一項第七号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であつて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に基づき適法に捕獲（殺傷を含む。）された個体又は当該個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八～十（略）</p>	<p>（譲渡し等の禁止の適用除外）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 法第十二条第一項第七号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であつて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に基づき適法に捕獲（殺傷を含む。）された個体又は当該個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八～十（略）</p>

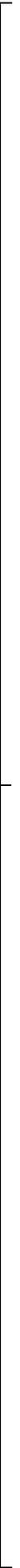
廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省令第六十一号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第十六条 第二種最終処分場事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種最終処分場事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該第二種最終処分場事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として、法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象であると認められるものが存在し、かつ、当該第二種最終処分場事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ〜ワ（略）</p> <p>カ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により設定された鳥獣保護区の区域</p> <p>ヨ〜ン（略）</p>	<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第十六条 第二種最終処分場事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種最終処分場事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該第二種最終処分場事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として、法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象であると認められるものが存在し、かつ、当該第二種最終処分場事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ〜ワ（略）</p> <p>カ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により設定された鳥獣保護区の区域</p> <p>ヨ〜ン（略）</p>

2
(略) 四
(略)

2
(略) 四
(略)

改正案	現行
<p>（第二種動物取扱業者の範囲等）</p> <p>第十条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十四条の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>（飼養又は保管の許可を要しない場合）</p> <p>第十三条 法第二十六条第一項の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合</p> <p>十・十一（略）</p>	<p>（第二種動物取扱業者の範囲等）</p> <p>第十条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十四条の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>（飼養又は保管の許可を要しない場合）</p> <p>第十三条 法第二十六条第一項の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合</p> <p>十・十一（略）</p>



改正案	現行
<p>（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の適用の特例）</p> <p>第一条 市町村が鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）</p> <p>第六条第一項の被害防止計画を作成したときは、法第四条第八項後段（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公告の日から当該被害防止計画の期間が満了する日までの間は、当該被害防止計画を作成した市町村の区域における鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第七条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第四条第一項に規定する被害防止計画に記載されている同条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、当該被害防止計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）（の長）」と、同条第三項、第七項、第八項、第十項から第十五項まで及び第十七項並びに第十三条及び第二十六条第二項の規定中「又は都道府県知事</p>	<p>（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の適用の特例）</p> <p>第一条 市町村が鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）</p> <p>第六条第一項の被害防止計画を作成したときは、法第四条第八項後段（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公告の日から当該被害防止計画の期間が満了する日までの間は、当該被害防止計画を作成した市町村の区域における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第七条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第四条第一項に規定する被害防止計画に記載されている同条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、当該被害防止計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）（の長）」と、同条第三項、第七項、第八項、第十項から第十五項まで及び第十七項並びに第十三条及び第二十六条第二項の規定中「又は都道府県知事」とあるの</p>

「とあるのは、都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、様式第1（表面）及び様式第2（表面）中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、様式第17備考4中「表面の備考の欄には、」とあるのは「表面の備考の欄には、対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録を受けた者にあつてはその旨、」とする。

（対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録に係る鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の適用の特例）

第二条（略）

2 対象鳥獣捕獲員が前項の特例に係る狩猟者登録を申請する場合にあつては、登録都道府県知事に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十六条の申請書に加えて別記様式により作成した証明書（法第九条第六項の規定により対象鳥獣捕獲員を指名し、又は任命した市町村の長が、狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員であることを証する書面をいう。）を提出しなければならない。

3（略）

は「、都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、様式第1（表面）及び様式第2（表面）中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、様式第17備考4中「表面の備考の欄には、」とあるのは「表面の備考の欄には、対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録を受けた者にあつてはその旨、」とする。

（対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録に係る鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の適用の特例）

第二条（略）

2 対象鳥獣捕獲員が前項の特例に係る狩猟者登録を申請する場合にあつては、登録都道府県知事に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十六条の申請書に加えて別記様式により作成した証明書（法第九条第六項の規定により対象鳥獣捕獲員を指名し、又は任命した市町村の長が、狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員であることを証する書面をいう。）を提出しなければならない。

3（略）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の特例）</p> <p>第二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、ノヤギ（カブラ・ヒルクス）（以下「ノヤギ」という。）を狩猟鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）<u>第二条第七項の規定に基づき環境省令で定める狩猟鳥獣をいう。</u>以下同じ。）とする特例事業を実施することについて、地域の特性に応じ、その肉又は毛皮を利用する目的、<u>ノヤギを管理する目的</u>その他の目的でノヤギを捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）の対象とする必要がある、ノヤギのみを捕獲等をするために必要な措置を講じていることを認めて、<u>法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内のノヤギについては、狩猟鳥獣とみなす。</u></p>	<p>（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の特例）</p> <p>第二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、ノヤギ（カブラ・ヒルクス）（以下「ノヤギ」という。）を狩猟鳥獣（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）<u>第二条第三項の規定に基づき環境省令で定める狩猟鳥獣をいう。</u>以下同じ。）とする特例事業を実施することについて、地域の特性に応じ、その肉又は毛皮を利用する目的、<u>生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的</u>その他の目的でノヤギを捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）の対象とする必要がある、ノヤギのみを捕獲等をするために必要な措置を講じていることを認めて、<u>法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内のノヤギについては、狩猟鳥獣とみなす。</u></p>

改正案	現行
<p>（国民公園管理事務所等） 第二十条（略） 2・3（略） 4 生物多様性センターは、環境大臣の定めるところにより、次に掲げる事務の一部を処理する。 一〜五（略） 六 野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化その他生物の多様性の確保に関すること。</p> <p>（鳥獣保護管理室及び希少種保全推進室） 第二十五条 野生生物課に、<u>鳥獣保護管理室</u>及び希少種保全推進室を置く。</p> <p>2 <u>鳥獣保護管理室</u>は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 野生鳥獣の保護及び管理に関する事業の実施に関すること（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づく鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に関することを除く。） 二 野生鳥獣の狩猟の適正化に関すること（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく狩猟鳥獣の指定に関するこ</p>	<p>（国民公園管理事務所等） 第二十条（略） 2・3（略） 4 生物多様性センターは、環境大臣の定めるところにより、次に掲げる事務の一部を処理する。 一〜五（略） 六 野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化その他生物の多様性の確保に関すること。</p> <p>（鳥獣保護業務室及び希少種保全推進室） 第二十五条 野生生物課に、<u>鳥獣保護業務室</u>及び希少種保全推進室を置く。</p> <p>2 <u>鳥獣保護業務室</u>は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 野生鳥獣の保護に関する事業の実施に関すること（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づく鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に関することを除く。） 二 野生鳥獣の狩猟の適正化に関すること（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく狩猟鳥獣の指定に関することを除く。</p>

とを除く。)

3 (略)

4 鳥獣保護管理室及び希少種保全推進室に、室長を置く。

)。

3 (略)

4 鳥獣保護業務室及び希少種保全推進室に、室長を置く。

改正案	現行
<p>（国立公園・保全整備課の所掌事務）</p> <p>第七条 国立公園・保全整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十五（略）</p> <p>十六 国立公園における指定管理鳥獣捕獲等事業（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第七条の二第二項第五号に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業をいう。以下同じ。）の実施に関すること。</p> <p>十七～二十一（略）</p> <p>（野生生物課の所掌事務）</p> <p>第八条 野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 第一種特定鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画をいう。）に係る協議に関すること。</p> <p>十三 第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。）に係る協議に関すること。</p> <p>十四 希少鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第七条の三第一項に規定する</p>	<p>（国立公園・保全整備課の所掌事務）</p> <p>第七条 国立公園・保全整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十五（略）</p> <p>十六～二十（略）</p> <p>（野生生物課の所掌事務）</p> <p>第八条 野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 特定鳥獣保護管理計画（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。）第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画をいう。）に係る協議に関すること。</p>

希少鳥獣保護計画をいう。)の策定に関すること。

十五 特定希少鳥獣管理計画(鳥獣保護管理法第七条の四第一項に規定する特定希少鳥獣管理計画をいう。)の策定に関すること。

十六 (略)

十七 対象狩猟鳥獣(鳥獣保護管理法第十一条第二項に規定する対象狩猟鳥獣をいう。)の捕獲等の承認に関すること。

十八 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(鳥獣保護管理法第十四条の二第一項に規定する実施計画をいう。)に係る協議に関すること。

十九 指定猟法禁止区域(鳥獣保護管理法第十五条第一項に規定する指定猟法禁止区域をいう。)の指定及び当該区域における鳥獣の捕獲等に係る許可に関すること

二十 (略)

二十一 特定輸入鳥獣(鳥獣保護管理法第二十六条第二項に規定する特定輸入鳥獣をいう。)の輸入に係る標識の交付に関すること。

二十二 国指定鳥獣保護区(鳥獣保護管理法第二十八条第一項に規定する国指定鳥獣保護区をいう。以下同じ。)及び国指定特別保護地区(鳥獣保護管理法第二十九条第一項に規定する国指定特別保護地区をいう。以下同じ。)の指定並びに国指定特別保護地区における行為の許可及び原状回復等に関すること。

二十三 国指定鳥獣保護区における指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関すること。

二十四 国指定鳥獣保護区における保全事業(鳥獣保護管理法第二十八

十三 (略)

十四 対象狩猟鳥獣(鳥獣保護法第十一条第二項に規定する対象狩猟鳥獣をいう。)の捕獲等の承認に関すること。

十五 指定猟法禁止区域(鳥獣保護法第十五条第一項に規定する指定猟法禁止区域をいう。)の指定及び当該区域における鳥獣の捕獲等に係る許可に関すること

十六 (略)

十七 特定輸入鳥獣(鳥獣保護法第二十六条第二項に規定する特定輸入鳥獣をいう。)の輸入に係る標識の交付に関すること。

十八 国指定鳥獣保護区(鳥獣保護法第二十八条第一項に規定する国指定鳥獣保護区をいう。以下同じ。)及び国指定特別保護地区(鳥獣保護法第二十九条第一項に規定する国指定特別保護地区をいう。以下同じ。)の指定並びに国指定特別保護地区における行為の許可及び原状回復等に関すること。

十九 国指定鳥獣保護区における保全事業(鳥獣保護法第二十八条の二

条の二第一項に規定する保全事業をいう。）に關すること。

二十五 危険獵法（鳥獸保護管理法第三十六條に規定する危険獵法をいう。）による鳥獸の捕獲等に係る許可に關すること。

二十六 鳥獸保護管理法に基づく報告徴収及び立入検査に關すること。

二十七～三十六 （略）

三十七 前各号に掲げるもののほか、野生動植物の種の保存、野生鳥獸の保護及び管理並びに狩獵の適正化その他野生生物の保護（外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害の防止を含む。以下同じ。）に關する事務及び事業に關すること。

三十八 （略）

第一項に規定する保全事業をいう。）に關すること。

二十 危険獵法（鳥獸保護法第三十六條に規定する危険獵法をいう。）による鳥獸の捕獲等に係る許可に關すること。

二十一 鳥獸保護法に基づく報告徴収及び立入検査に關すること。

二十二～三十一 （略）

三十二 前各号に掲げるもののほか、野生動植物の種の保存、野生鳥獸の保護及び狩獵の適正化その他野生生物の保護（外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害の防止を含む。以下同じ。）に關する事務及び事業に關すること。

三十三 （略）

改正案	現行
<p>道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（以下「法」という。）第十六条第一項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、<u>法第七条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日以後は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十六条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）別表第七号に規定する政令で定める麻酔の作用を有する劇薬を使用する危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この条において単に「特定広域団体」という。）の知事（と、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は特定広域団体の知事」と、同規則様式第十五中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」とする。</u></p>	<p>道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（以下「法」という。）第十六条第一項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、<u>法第七条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日以後は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十六条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）別表第七号に規定する政令で定める麻酔の作用を有する劇薬を使用する危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この条において単に「特定広域団体」という。）の知事（と、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は特定広域団体の知事」と、同規則様式第十五中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」とする。</u></p>